佐賀県告示第 166 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域 を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和2年7月10日から令和2年8月11日まで 佐賀県県土整備部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前	幅員	延長
		後の別	メートル	メートル
県道	伊万里市二里町大里字寺ノ尾	後	88.4~	1, 660. 0
伊万里有田	甲 749 番 9 地先から		10.3	
線	西松浦郡有田町二ノ瀬字舘中			
	甲 1070 番地先まで			
		前		